

「がん対策推進条例」（仮称）の早期制定を求める意見書

平成19年4月に、がん対策基本法が施行されることに伴い、県に対しては「がん対策推進計画」の策定が義務づけられています。

推進の一環として、緩和ケアの充実、放射線治療の専門医・スタッフの育成、最適な治療を受けられる体制の確立を図る「がん対策推進条例」（仮称）を制定し、がん対策を大きく推進するべきだと考えます。

よって県におかれては、条例の早期制定を求めるとともに、下記の事項について実施されるよう強く要請します。

記

- 1 患者代表者等を含めた協議会を設置すること。
- 2 がん登録に必要な患者の罹患及び転帰その他の状況把握・分析の整備をすること。
- 3 がん検診の精度管理委員会を活性化させること。
- 4 県立病院等のレベル向上を通じた専門的医療従事者の育成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年3月22日

上田市議会議長 土 屋 陽 一